



福井労働局発表  
平成28年3月23日

担当

福井労働局労働基準部賃金室  
室長 久々津 真司  
室長補佐 川口 国雄  
電話 22 - 2691

## 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正について答申

- 1 福井地方労働審議会（会長 なんぼ 南保 まさる 勝）は、3月23日、福井労働局長（かとう 加藤 しげ 滋 お 穂）に対して、福井県眼鏡製造業最低工賃（平成23年5月1日効力発生）に関する改正についての答申を行った。
- 2 答申の内容は別紙1のとおり。  
現行の福井県眼鏡製造業最低工賃については別紙2のとおり
- 3 福井労働局長は、平成27年12月15日開催された福井地方労働審議会家内労働部会において、福井県眼鏡製造業最低工賃（平成23年5月1日効力発生）を改正する必要があると審議されたことから、同日福井地方労働審議会議長に改正について諮問していたものである。  
これにより、福井地方労働審議会福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会（部会長 遠藤 富美夫）が設置され、2回に亘り改正に向け調査審議を行い、本県の経済の動向、最低工賃を取り巻く状況の変化、対象産業の最低工賃実態調査結果等を参考にして、慎重に審議を行った結果、別紙1の答申内容の結論に至ったものである。
- 4 これを受けて福井労働局長は、県内の関係家内労働者及び委託者からの意見を求める公示など必要な手続きを行い、改正福井県眼鏡製造業最低工賃については、本年5月22日からの効力発生を予定している。
- 5 参考 家内労働法（抄）  
第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。  
  
第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務の従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の

調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務の従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

別 紙 1

福井県眼鏡製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の工程欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	部 位	材 質	金 額
ねじ込み (座金の組 込み作業を 含むものに 限る)	丁番	金枠(洋白を 除く)	1カ所につき 5円
	丁番を除く		1カ所につき 4円
ろう付け	ブリッジ(山)と リム	洋 白	1カ所につき 14円
	ブレースバー(わ たり)とリム		1カ所につき 12円
	ち(智)とリム		1カ所につき 12円
	よろいち(よろい 智)とリム		1カ所につき 14円
	パッド足とリム		1カ所につき 12円
	丁番とテンプル		1カ所につき 12円
		チタン	1カ所につき 20円
粗磨き (自動機械に よるものを除 く)	テンプル	チタン	1本につき 9円

4 効力発生の日

平成28年5月22日(予定)

## 現行の福井県眼鏡製造業最低工賃

工 程	部 位	材 質	金 額
ねじ込み	丁番	金枠(洋白を除く)	1カ所につき 3円50銭
	丁番を除く		1カ所につき 3円
ろう付け	ブリッジ(山)とリム	洋 白	1カ所につき 13円
	ブレースバー(わたり)とリム		1カ所につき 10円
	ち(智)とリム		1カ所につき 11円
	よろいち(よろい智)とリム		1カ所につき 13円
	パッド足とリム		1カ所につき 10円
	丁番とテンプル		1カ所につき 10円
粗磨き (自動機械によるものを除く)	テンプル	チタン	1本につき 6円

効力発生年月日 平成23年5月1日